

一定規模の建築行為などを行う場合は届出が必要です

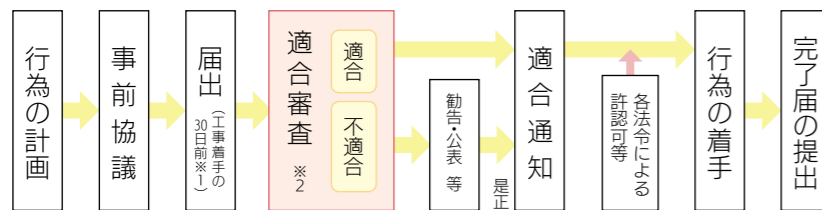
申・問 まちづくり推進課 まちデザイン係 ☎72-5186

6月1日は「景観の日」です。市内には六郷満山文化や世界農業遺産、美しい海岸線など、自然や文化に関連した貴重な景観資源があります。この景観を後世に引き継ぎ、良好な景観づくりに取り組むため、市は国東市景観条例・国東市景観計画を定めています。

市全域を景観計画区域に定めているため、市内で一定規模以上の建築物や工作物の建築、開発行為などを行う場合は市への届出が必要です。



届出手続きの流れ



※1 原則、届出後30日は行為に着手できません。ただし、適合通知を受けた場合は、短縮が可能です。
※2 届出内容が「景観形成基準」に適合しているか判断します。

令和5年度の後期高齢者医療保険料について

問 税務課 市民税係 ☎72-5156

令和5年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記の通りです。

均等割額	53,600円
所得割率	10.32%
賦課限度額	66万円

令和5年度の保険料の計算方法

負担していただく保険料額は、①均等割額(被保険者全員が等しく負担)と②所得割額(所得に応じて負担)を合計して個人単位で計算されます。

$$\text{年間保険料 上限66万円} = \text{①均等割額 53,600円} + \text{②所得割額 前年所得}^* \times 10.32\%$$

※前年所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額を差し引いた金額です。



均等割額の軽減

世帯主および世帯の被保険者の所得合計が基準額以下の場合、次の通り均等割が軽減されます。

軽減割合	所得合計の基準額(軽減の要件)
7割	基礎控除額43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
5割	基礎控除額43万円+29万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
2割	基礎控除額43万円+53.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下

新たな区長・各委員会の委員が決定しました

問 総務課 総務係 ☎72-5160

令和5年度 国東市区長会

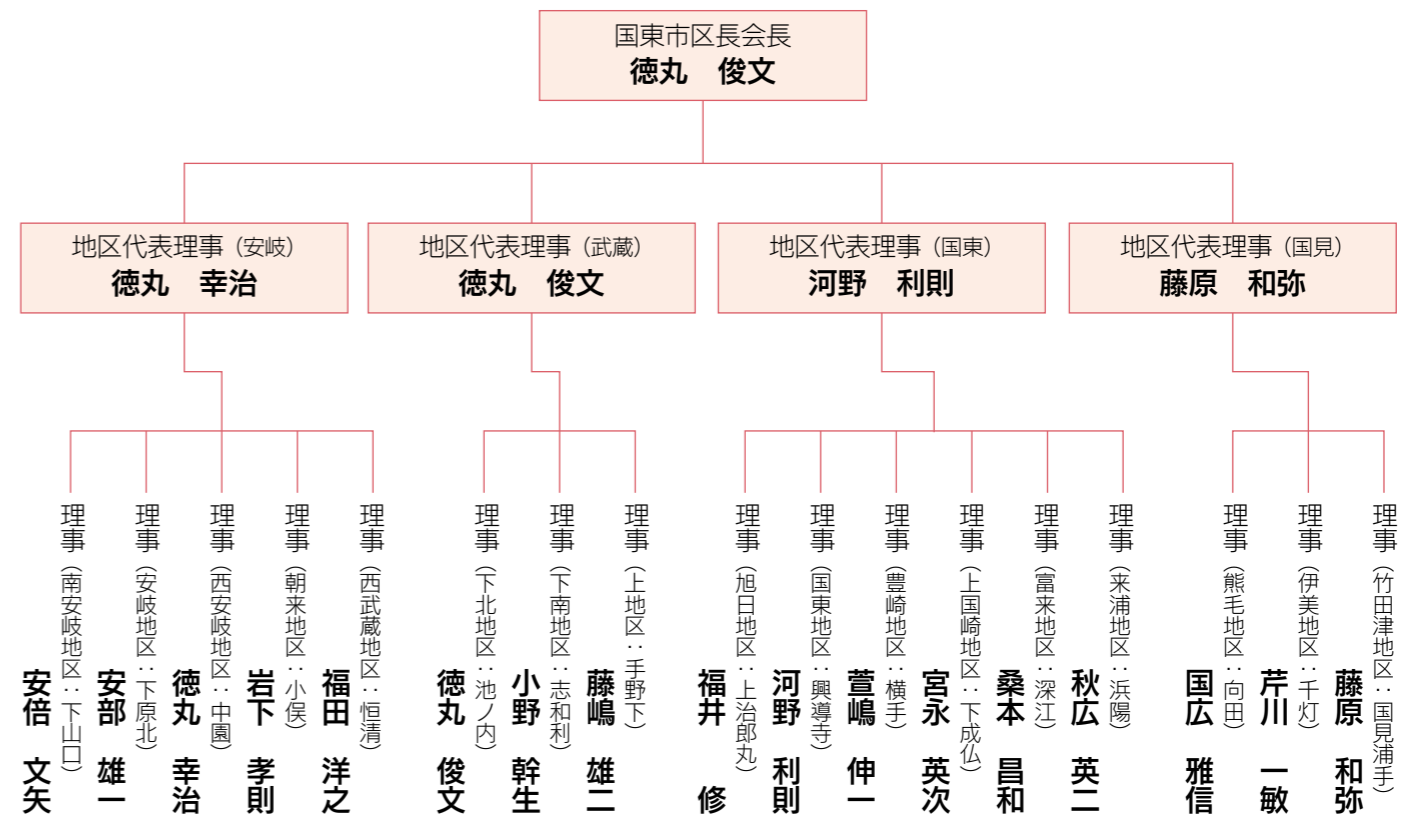
令和5年度第1回区長会議が、5月26日、ホテルベイグランド国東で開催されました。会議では、区長会の役員体制や行事などについて協議され、区長会長に徳丸俊文氏(武蔵地区代表理事・池ノ内区長)を選出しました。

徳丸区長会長は「地域住民が明るく楽しく暮らせるように、行政や各区長、民生委員の皆さんと協力して活動していきたい」と話していました。



徳丸区長会長

令和5年度 国東市区長会 組織図 (敬称略)



各委員会委員 (敬称略)

- 公平委員会委員**
 - 委員長 武部 洋史 (国東町富来浦)
 - 委員 有定 恭司 (国見町伊美・新任)
 - 花本 和義 (武蔵町志和利)
- 教育委員**
 - 教育長 小俣 秀之 (安岐町成久)
 - 委員 松尾 泰二 (国東町田深・新任)
 - 福永 泰信 (国見町岐部)
 - 古城英美枝 (大分市東大道)
 - 手嶋 秀法 (安岐町瀬戸田)



国東市教育委員(左から松尾委員、福永委員、小俣教育長、手嶋委員、古城委員)